

## II 外国への日本人研究者派遣事業

# 外国への日本人研究者派遣事業

## 第1 派遣事業の目的

国内の若手日本人研究者を外国の研究機関及び大学等に派遣し、エイズ対策政策研究を実施することにより、その成果をわが国における当該研究に反映させる。

## 第2 対象となる日本人研究者

エイズ対策政策研究事業（若手育成型は除く。）の研究代表者又は研究分担者が推薦する当該代表者又は分担者と同一機関に所属の研究者（リサーチ・レジデントは除く。）とする。

## 第3 派遣期間

会計年度を単位とする1カ年の期間のうち原則として6カ月間程度とする。

なお、これにより難い場合は、その理由を申請書の当該欄に明記するものとする。

## 第4 エイズ対策政策研究推進事業運営委員会

エイズ対策政策研究推進事業運営委員会においては、募集、選考について検討するほか、1年に1回研究実績を評価する。また、必要に応じて、研究進捗状況を評価することがある。

## 第5 財団が負担する費用

公益財団法人エイズ予防財団（以下「財団」という。）が本事業で負担する費用は、次のとおりである。

- (1) 航空賃 …… 出発地の空港から到着地の空港までの往復の航空券代
- (2) 宿泊費 …… 国家公務員等の旅費支給規定に準じた額
- (3) 宿泊手当 …… 国家公務員等の旅費支給規定に準じた額
- (4) 雜 費 …… 出入国税、空港施設使用料、査証申請料等の実費
- (5) 海外旅行傷害保険料 …… 派遣期間を保険期間とする海外旅行傷害保険料

## 第6 費用の積算方法

外国に派遣する日本人研究者（以下「派遣研究者」という。）を次の2ランクに分類し、各ランクに応じて費用を積算する。

- Aランク …… (1) エイズ対策政策研究の分野において顕著な功績を有する者  
(2) エイズ対策政策研究機関の長又はこれに準ずる者

- Bランク …… エイズ対策政策研究の分野において優れた研究を行っている者であって、上記以外のもの

- 1 航空賃は、次のとおりとする。
  - Aランク …… ビジネスクラス
  - Bランク …… エコノミークラス

- 2 宿泊費及び宿泊手当は、国家公務員等の旅費支給規定に準じた額を支給する。

3 海外旅行傷害保険料は、補償限度額を次の表のとおりとする海外旅行傷害保険に係る保険料とする。

死亡・後遺症	傷害治療費	疾病治療費	疾 病 死 亡	救護者費用
40,000千円	3,000千円	3,000千円	10,000千円	2,000千円

## 第7 費用の支給方法

航空賃、雑費、海外旅行傷害保険料の支給は、原則として財団が旅行代理店に直接支払うことにより行う。

日当、宿泊料の支給は、派遣研究者の指定する銀行口座（日本国内）に送金することにより行う。

各費用の具体的な支給方法は、次のとおりとする。

- (1) 航空賃は、原則として財団において手配した往復の航空券代を支給する。航空券は、旅行代理店を通じて派遣研究者に給付する。
- (2) 宿泊費は、国家公務員等の旅費支給規定で定める宿泊費基準額（一夜につき）を上限とし、これを超える場合は自己負担とし、領収書等支払額を証明する書類をもって財団が支給する。
- (3) 宿泊手当は、国家公務員等の旅費支給規定に準じた額を財団が支給する。
- (4) 雜費は、出入国税、空港施設使用料、査証申請料等が必要な場合にその実費を支給する。
- (5) 海外旅行傷害保険料は、財団が傷害保険加入の手続きを行い、その保険料を負担する。加入した傷害保険の保険証書は、旅行代理店を通じて派遣研究者に交付する。

## 第8 派遣に係る手続き

### 1 応募の方法

外国への日本人研究者派遣事業に応募する研究代表者は、次に掲げる書類を財団に提出する。

- (1) 派遣申請書（様式1）
- (2) 履歴書（様式2）
- (3) 派遣推薦書（様式3）
- (4) 派遣承諾書（派遣研究者）（様式4）
- (5) 派遣承諾書（所属機関の長）（様式5）
- (6) 派遣外国旅行行程調書（様式6）
- (7) 派遣先機関からの招へい状〔原文、日本語訳〕

なお、財団は、応募申請の採択の可否について、派遣申請者（研究代表者）、派遣研究者及び派遣研究者の所属機関の長に書面で通知する。

### 2 費用に関する手続き

財団からの採択通知を受理した派遣研究者は、日本を出発する15日前までに、「派遣費用振込預金口座届出書」（様式7）を財団に提出する。

### 3 派遣期間等を変更する場合の手続き

派遣期間又は派遣先を変更しようとする場合は、派遣申請者は、派遣期間開始日の1ヵ月

前までに、「派遣期間等変更申請書」（様式8）及び「派遣外国旅行行程調書」（様式6）を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

#### 4 派遣を中止する場合の手続き

派遣を中止しようとする場合は、派遣申請者は、事前に「派遣中止申請書」（様式9）を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

### 第9 研究成果の提出等

1 派遣研究者は、派遣期間終了後1ヵ月以内又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに、「派遣研究実績報告書」（様式10）を財団に提出しなければならない。

2 財団は、研究成果の報告を刊行物等により公表することができる。

3 派遣研究者が派遣による研究成果を発表する場合は、財団及び派遣先機関等の承諾を得るとともに、当該研究が財団のエイズ対策政策研究推進事業「外国への日本人研究者派遣事業」によるものである旨を明記しなければならない。

### 第10 その他

本事業の採択後において、財団が指示する書類を提出せず、又はその期限を守らないなど事業の円滑な実施に支障を來す者については、採択の取り消しを行うことがあるので十分に留意すること。